

別表第2 歴史公文書等の選別基準（第34条関係）

選別基準の区分	基準の内容
1 行政制度の新設、変更、廃止等に関する文書	地方自治、情報公開、税財政、学校教育、警察、消防等県民生活に関わる制度又は人事評価等県の内部における制度の新設、運用、変更又は廃止に関する文書
2 条例、規則等の制定改廃に関する文書	条例、規則、告示及び訓令の立案及び審査の過程、制定若しくは改廃の決定又は解釈基準の策定に関する文書（県民生活に大きな影響を与えた要綱、要領等の制定又は改廃に関するものを含む。）
3 長期計画の策定等に関する文書	1 複数年にわたる計画の立案、策定又は改廃及びその経緯に関する文書 2 計画の実施のための事前調査、基本方針、効果測定に関する文書（行政刊行物としてまとめられるものを除く。） 3 計画に対してパブリックコメント、出前説明会、モニター、世論調査、相談等により県民から提出される意見に関する文書
4 許可、認可、承認等に関する文書	県民生活に影響を及ぼす権利義務に係る許可、認可、承認等に関する文書（登録、届出、変更の許可又は認可のうち事業内容に変更のないもの又は仮設物の設置に係るもの等軽易なものに関するものを除く。）
5 行政組織の改正及び職員の人事に関する文書	機構改革、組織改正、職員の定数、職制、事務分掌、人事評価、分限処分、給与制度又は研修基本計画に関する文書
6 栄典及び表彰に関する文書	1 勲位、勲章、褒章等栄典に関する文書 2 大臣表彰、知事表彰等のうち県民生活に顕著な功績又は効果をもたらしたと認められるものに関する文書
7 予算、決算その他財務に関する文書	予算要求資料、決算書、財政状況に関する文書（財政所管課（市町村分の地方交付税に関するもの）にあつては市町村財政の所管課）が所管するものに限る。）
8 重要な行事、事件、災害等に関する文書	県内で起きた重要な出来事又は県外で起きた県に関わりのある重要な出来事に関する文書
9 請願、陳情、要望等に関する文書	1 県民、市町村又は各種団体から提出される請願、陳情又は要望及びそれらの対応に関する文書 2 国の施策等に対する県の提案、要望等を集計し整理した文書
10 県の重要な調査及び統計に関する文書	県が実施する重要な調査又は統計の実施方針、調査項目の策定過程及び調査結果に関する文書（調査結果が行政刊行物としてまとめられるものを除く。）
11 県の重要な試験及び研究に関する文書	県が実施する重要な試験又は研究の実施の経緯、実施方針及び成果に関する文書（成果が行政刊行物としてまとめられるものを除く。）
12 訴訟、不服申立てその他の争訟に関する文書	訴訟、土地収用裁決、不服申立て等に関する文書（軽易なものを除く。）
13 県議会、各種委員会、審議会等重要な会議に関する文書	1 県議会の議案、議決結果その他県議会に関する文書（運営方法の決定等軽易な内容ものを除く。） 2 法律又は条例の定めるところにより設置された委員会、審議会等に関する文書（運営方法の決定、入賞作品の選考等軽易な内容のものを除く。） 3 要綱、要領等により設置された委員会、プロジェクトチーム等（県の主要施策の実施に係る基本方針を決定するものに限る。）に関する文書（運営方法の決定等軽易な内容のものを除く。） 4 全国知事会、中国地方知事会、首長懇談会等に関する文書（運営方法の決定等軽易な内容のものを除く。）
14 行政区画の変更又は廃置分	行政区画の変更又は市町村の廃置分合に関する文書

合に関する文書	
15 監査、検査等に関する文書	1 県が実施する法令等に基づく医療機関、公益法人、組合等に対する監査、検査又は指導に関する文書のうち重大な指摘に関するもの 2 国が実施する会計検査に関する文書のうち重大な指摘に関するもの
16 幹部職員の事務引継に関する文書	知事、副知事、統轄監、部局の長及び会計管理者の事務の引継ぎに関する文書
17 公共施設の建築等のハード事業の実施に関する文書	基本構想、調査設計、計画、実施に関する調査、許可、認可、住民説明会等の事業の経緯に関する文書（新築、新設、大規模な増改築等に係るものに限る。）
18 各種施策又はシステムの構築等のソフト事業の実施に関する文書	各種施策又は行政運営上のシステムの構築等のソフト事業の立案、決定、実施又は改廃及びその経緯に関する文書のうち重要なもの
19 県内の史跡、文化財等に関する文書	1 国又は県の指定に係る文化財、史跡、名勝又は天然記念物に関する文書 2 埋蔵文化財に関するもの 3 国又は県の指定に係る文化財の管理、遺跡の発掘調査等に係る国庫補助に関する文書 4 文化財の保存、修理等に係る県費補助に関する文書
20 公有財産の取得、管理及び処分に関する文書	財産の取得、用途廃止、処分等県有財産又は県が管理する国有財産の内容の変更に関する文書
21 選挙に関する文書	1 県内で行われた衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙に関する文書 2 鳥取県海区漁業調整委員会の委員の選挙に関する文書 3 県内で行われた最高裁判所裁判官の国民審査に関する文書 4 県議会の解散又は知事若しくは県議会の議員の解職等に係る直接請求に関する文書 5 県内で行われた憲法改正に係る国民投票又は県の施策に係る県民投票に関する文書
22 長期にわたり常用利用されていた文書	30年以上にわたり常用利用されていた文書
23 歴史的価値が高い文書	昭和28年度以前に作成取得された文書(軽易なものを除く。)
24 その他将来高い歴史的価値を有すると見込まれる文書	政治、社会、文化又は世相を反映した文書で、歴史的観点から将来の県民に伝えることが有意義であると認められるもの

備考 表の基準に該当するものであっても、次に該当するものは、除くものとする。

- 1 庶務、経理その他定型的業務を遂行する過程で作成される次に掲げる文書
 - (1) 収入又は支出に関する文書
 - (2) 職員の給与に関する文書
 - (3) 文書の収発に関する諸帳簿
 - (4) 旅行に関する諸帳簿
 - (5) 服務に関する諸帳簿
 - (6) 各種手当の認定に関する文書
 - (7) 物品の管理に関する諸帳簿
 - (8) 職員の研修に関する文書
 - (9) 公用車の運転日誌等
 - (10) その他(1)から(9)までに準じる文書
- 2 他の所属からの通知若しくは依頼、他の所属からの照会等に対する回答若しくは報告又は他の所属が主

催する会議等の配布資料

- 3 各種調査報告書、県公報の原稿、統計の集計表刊行物にその内容が記載されているもの